

○関市立図書館条例

平成 10 年 10 月 2 日
関市条例第 37 号

関市立図書館設置条例(昭和 53 年関市条例第 42 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 関市立図書館

位置 関市若草通 2 丁目 1 番地

2 関市立図書館(以下「図書館」という。)に次の分館及び分室を置く。

名称	位置
関市立図書館武芸川分館	関市武芸川町小知野 779 番地 1
関市立図書館武儀分館	関市富之保 2001 番地 1
関市立図書館洞戸分室	関市洞戸市場 294 番地 2
関市立図書館板取分室	関市板取 1634 番地
関市立図書館上之保分室	関市上之保 15110 番地 1

3 前項の分館及び分室のほか、必要に応じてふれあい文庫を置くことができる。

(開館時間)

第 3 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間
関市立図書館	午前 10 時から午後 8 時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に定める休日(以下「休日」という。)にあっては、午前 10 時から午後 5 時まで)
関市立図書館武儀分館	午前 10 時から午後 6 時まで
関市立図書館武芸川分館、関市立図書館洞戸分室、関市立図書館板取分室及び関市立図書館上之保分室	午前 9 時から午後 5 時まで

2 関市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)は、特に必要と認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

3 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に図書館の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、第 1 項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(当該月曜日が休日である場合を除く。)
- (2) 休日の翌日(当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- (4) 図書館整理日(毎月の第 2 金曜日)

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

3 指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、第 1 項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(職員)

第 5 条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第 6 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、関市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解任することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(貸出要件)

第7条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務する者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) 市内の事業所及び本市に事務所を有する社会教育関係団体等の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が特に適当と認める者

(遵守義務)

第8条 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館の施設及び設備並びに図書館資料等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会(指定管理者に図書館の管理を行わせる場合は、指定管理者。次項において同じ。)が指示する事項

2 教育委員会は、図書館を利用する者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これに従わないときは、図書館から退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第9条 図書館を利用する者は、図書館の施設及び設備並びに図書館資料を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第10条 教育委員会は、図書館の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に図書館の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手續等については、関市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例(平成17年関市条例第17号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 図書館の維持管理に関する業務
- (2) 図書館の運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会の定めるところに従い、図書館の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 武儀町の編入の日前に、武儀町図書館設置条例(平成11年武儀町条例第6号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則(平成16年10月6日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月21日条例第101号)

この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成20年12月19日条例第38号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○関市立図書館条例施行規則

平成 10 年 11 月 20 日
関市教育委員会規則第 8 号

関市立図書館設置条例施行規則(昭和 53 年関市教育委員会規則第 7 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 この規則は、関市立図書館条例(平成 10 年関市条例第 37 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 関市立図書館(以下「図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 読書の普及活動及び読書団体の支援に関すること。
- (3) 図書館内の奉仕に関すること。
- (4) 図書、郷土資料その他必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (5) 分館、分室(必要に応じて置くふれあい文庫を含む。)との連携に関すること。

(図書館協議会)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する関市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 15 条の規定に基づき、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から関市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命する。

2 協議会は、必要に応じて館長が招集する。

3 協議会の議長は、委員の互選による。

(遵守事項)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号の教育委員会が指示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静かにし、喫煙、飲食等をしないこと。
- (3) 書庫へ入るときは、必ず係員の許可を受けること。
- (4) 前 3 号に掲げる事項のほか係員の指示に従うこと。

(貸出登録)

第 5 条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出登録申込書(別記様式第 1 号)を館長に提出し、図書カード(別記様式第 2 号)の交付を受けなければならない。

(貸出しの取扱い)

第 6 条 貸出しの取扱いについては、館長が別に定める。

(資料の寄贈等)

第 7 条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館は、図書館資料の寄託を受け、一般の利用に供することができる。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている図書カードは、第 7 条の規定により交付された図書カードとみなす。

附 則(平成 12 年 3 月 10 日教委規則第 5 号)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、平成 13 年 6 月 1 日以後に任命する委員から適用する。

附 則(平成 13 年 11 月 30 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 1 月 28 日教委規則第 12 号)

1 この規則は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の関市立図書館条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整を加えて使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付を受けている図書カードについては、改正後の別記様式第 2 号の規定にかかわらず、引き続き使用することができる。

附 則(平成 20 年 12 月 19 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 5 条関係) (略)